

## 不利益処分

処分名	保険医療機関等の費用返還命令及び加算金納付命令
根拠法令	国民健康保険法第 65 条第 3 項
所管課	国保年金課（名瀬） 市民福祉課（住用） 市民課（笠利）

### 1 処分基準

#### (1) 処分の内容

偽りその他不正行為のあった保険医療機関等に，保険給付等その支払った額につき返還させるほか，その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせることができる。

#### (2) 処分の要件

保険医療機関等の偽りその他不正行為のために，保険給付等の支払いを行ったことが明らかになったとき。